平成 25 年 8月 21 日所長裁定 平成 28 年 4月 1日最終改正

(趣旨)

第1 この要領は、人間文化研究機構固定資産取扱規則(以下「規則」という。)第22条に基づき、総合地球環境学研究所図書室(以下「図書室」という。)が所蔵する図書、雑誌その他の資料(以下「図書等」という。)の除却をする場合の取り扱いを定めるものとする。

(適用範囲)

- 第2 この要領において、図書等とは、固定資産台帳等に登録されたもので、次の各号に定めるものをいう。
 - (1)「総合地球環境学研究所図書室における図書等の受入に関する規則(平成 21 年 10 月 27 日制定規則第 72 号)」に則って受け入れた資料
 - (2) その他情報・図書委員会委員長(以下「委員長」という)が上記と同等と認めるもの

(除却の基準)

- 第3 除却の対象となる図書等は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 外部資金等で購入した図書等で、責任者が他機関等への譲与を希望するもの
 - (2) 短期間の利用を目的として取得された図書等または、改訂、改版等により利用価値を失った図書等で、かつ保存の必要が認められないもの
 - (3) 保存を必要としない複本
 - (4) 破損、汚損が著しく補修が不可能なもの
 - (5) 災害その他の事故により滅失もしくは資料的価値を失ったもの
 - (6) 規則第 32 条第 1 項に定める固定資産の実査により所在不明となった図書等で、2 年以上調査し、不明であると認められたもの
 - (7) 貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず返却期限日より2年以上回収が不能なもの

ただし、総合地球環境学研究所図書室図書等利用規則(平成 18 年 12 月 26 日制定規則第 70 号)第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる利用者への貸出資料については、該当利用者の退職後 2 年以上回収が不能なもの。

- (8) 利用者より図書等の紛失届けがあり、受理された場合
- (9) その他委員長が除却することが適当であると認めたもの

(除却の判定)

第4 第3の除却の基準に該当する図書等については、図書等除却候補リストを作成し、情報・図書委員会において該当図書等の除却が適正であるか判定するものとする。

(除却の手続き)

- 第5 第4で除却が適正とされた図書等の除却の手続きについては、総合地球環境学研究所会計業務実施細則第9条に基づき、共同利用係において次のとおり行う。
 - (1) 第3の(1) から(3) に該当するものについては、規則第20条の処分申請書により経理責任者の承認を得るものとする。
 - (2) 第3の(4) から(7) に該当するものについては、規則第21条の滅失等報告書により経理責任者に報告する。
 - (3) 第 3 の (8) に該当するものについては、その内容により規則第 20 条もしくは第 21 条の規則による手続きを行うものとする。
 - (4) 除却が決定した図書等(第3の(6)及び(7)を除く。)については、図書等の状態等により廃棄、贈与又は売却などのうちから適切な方法をとるものとする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、図書室の図書等の除却に関し必要な事項は、委員長が 定める。

附則

この要領は、平成25年8月21日から施行する。

附即

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。